

行政改革大綱実施計画等の見直しについて（案）

行政改革推進局

1 基本的な考え方

国において、平成 16 年 12 月 24 日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、これを踏まえて、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）が示されました。

今回の指針では、行政改革大綱の見直しと事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進及び定員管理の適正化など後述のとおり 7 項目にわたり、平成 21 年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、これを公表することとしています。（別紙 1「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の策定のとおり）

これを受けて本市では、今まで以上に行政改革を強力に進めていく必要があることから、本指針や本年 11 月の長野市財政構造改革懇話会での提言を踏まえ、行政改革大綱実施計画等の見直しを以下の考え方に従って進めていきたいと考えます。

2 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(1) 行政改革大綱の見直し

(国の新指針)

行政組織運営全般について、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと。

(本市の考え方)

本市の行政改革大綱（以下「大綱」という。）は、第三次長野市総合計画に基づき策定され、また、大綱上には「常に長野市総合計画との整合を図り、市民との役割分担を明確にしながら、改革を積極的に推進していきます。」（大綱 P 6）と記述されています。

したがって、平成 19 年度のスタートに向けて、現在策定中の第四次長野市総合計画の検討状況を見ながら、平成 18 年度中に大綱の見直しの検討をしていきたいと考えています。

(2) 集中改革プランの公表

(国の新指針)

行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、以下のからまでに掲げる事項を中心に平成 17 年度を起点とし、概ね平成 21 年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成 17 年度中に公表すること。（次頁へ）

(前頁から)

その際、**可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画**については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、**平成 22 年 4 月 1 日における明確な数値目標を掲げること。**

また、地方公営企業についても同様に集中改革プランを公表すること。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

市町村への権限委譲（都道府県に限る。）

出先機関の見直し（都道府県に限る。）

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

その他

(本市の考え方)

本市の行政改革大綱実施計画(以下「実施計画」という。)の期間は、平成 15 年度から平成 19 年度の間 5 年間の計画となっておりますが、国の新指針や今後、社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等の変化に適切に対応するために、**計画期間は 5 か年の固定とし、年度ごと計画期間の起点をスライドさせ、毎年見直し(ローリング)を行い、計画の実効性と弾力性を確保していきたいと考えます。(別紙 2 のとおり)**

上記国の新指針 から に掲げる事項については、既に大綱及び実施計画の改革項目に掲げ、取り組んでいるところです。目標の数値化や具体的で市民にわかりやすい指標を設定することについては、実施計画の様式を変更し、**改革項目ごとに目的・目標・成果指標等の設定をするなど、改革の進捗状況等が市民にわかりやすいものになるよう検討をしていきたいと考えています。**

また、長野市財政構造改革懇話会において、本年 3 月から 9 回にわたり議論を重ね、11 月 24 日に市長へ提言をいただきました。(詳細は、**資料 4** のとおり)

この懇話会で具体的に提言があった事項については、各部局で検討を行い、**実施計画に掲げ、改革に取り組んでいきたいと考えます。**

(次頁へ)

(前頁から)

特に、定員管理の適正化計画については、事務事業の統廃合や民間委託等を進める中で、職員定数を定めるための次の4項目を参考指標とし、検討していきたいと考えています。

定員モデル(地方公共団体別定員試算表)による現状分析、定員管理診断表による類似団体との比較

職員1人当たりの市民数 平成22年目標値145人【第三次長野市総合計画後期基本計画(平成15年3月策定)の目標値】

平成25年度までの定年退職者累計546人に対し、採用を約1/2に抑制し、合併10年後の平成26年度当初で職員数を274人削減

総務省で示した本指針において、過去5年間(平成11年から平成16年)の地方公共団体の総定員の減員率(純減)4.6%

3 説明責任の確保

(国の新指針)

行政改革大綱及び集中改革プラン(以下「行政改革大綱等」という。)の見直し又は策定に当たっては、P D C Aサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えること。

行政改革大綱等の見直し又は策定の過程について、速やかにホームページや広報等を通じて住民等にわかりやすい形で公表すること。

行政改革大綱等に基づく成果については、特に、他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形での公表に意を用いること。

(本市の考え方)

現在、実施計画をホームページに掲載し市民から意見をいただくようにしているとともに、長野市行政改革推進審議会に実施計画の見直しなどの了承を求めたり、又は進捗状況を報告しながら取り組んでいるところであり、P D C Aサイクルの各過程において、市民等の意見を反映するような仕組みを整えつつあるところです。

行政改革大綱等に基づく成果については、行政改革大綱等の見直しの過程を含め、速やかにホームページや広報等を通じて市民等にわかりやすい形で、公表できるよう検討していきたいと考えています。